

令和5年6月12日

社会福祉法人大樹会 一般事業主行動計画

働きやすい環境をつくることにより、職員が仕事と子育てを両立等、仕事と生活の調和を図ることができ、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和5年7月1日～令和8年6月30日までの3年間

2. 内容

目標1：妊娠中や出産後の女性職員の健康の確保等について、産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育児中の社会保険料免除などの制度の周知や情報提供を行なう。

<対策>

- 令和 5年 7月～ 諸制度についての情報を職場内掲示やパンフレットを職員へ配布するとともに、職員会議を通じて職員への周知及び呼びかけを実施する。
- 令和 5年 9月～ 法人相談窓口の再周知を図る。

目標2：所定外労働を削減するため、ノー残業デーを設定、実施する。

<対策>

- 令和 5年 7月～ 各職員、職場の所定外労働の現状と把握。
- 令和 5年10月～ 管理職会議での検討会実施。
- 令和 6年 1月～ ノー残業デーの実施
管理職への研修及び職員会議等を通じた職員への周知

目標3：育児休業期間中の代替要員の確保や業務内容、業務体制の見直しを図る取組を行う。

<対策>

- 令和 5年 7月～ 業務内容、業務体制の整理、業務の可視化
- 令和 5年11月～ 各事業所での業務の効率化
代替要員を補充する際は、休業開始前の人事異動や派遣会社等を活用した代替職員を配置し、業務に支障がないよう引継ぎ期間の確保に努める。

目標4：地域の小中学生を対象とした施設見学ができる「子ども参観日」を創設する。

<対策>

- 令和 5年 7月～ 受入れの方法や体制についての検討
- 令和 5年10月～ 関係機関、学校との連携
- 令和 6年 4月～ 参観日の実施、次回に向けての検討